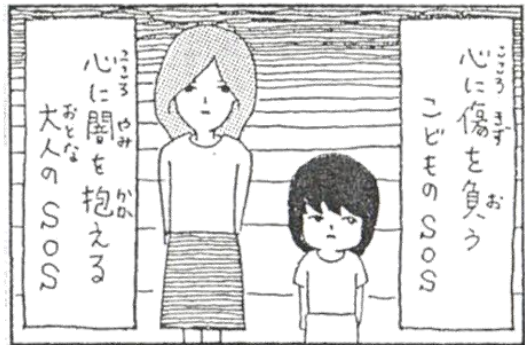
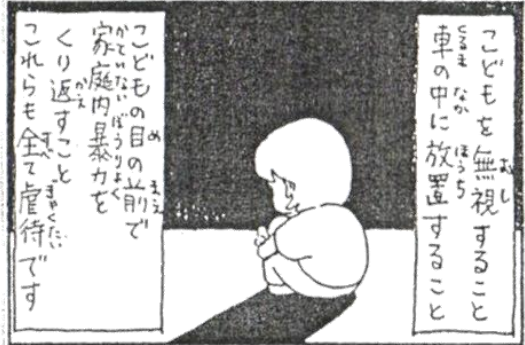




● 児童虐待とは…

- ・ **こころの虐待** (心理的虐待)
「いない子だ」「死ね」などの怒鳴り文句、脅し文句、冷たい態度。
家族間の暴力行為を見せることも虐待です。
- ・ **からだへの虐待** (身体的虐待)
殴る、蹴る。戸外に閉め出すことも虐待です。
- ・ **性に関する虐待** (性的虐待)
性的いたずら、性器を見せる。
性に関する映像を見せることも虐待です。
- ・ **極度の無関心** (ネグレクト)
食事を与えない、病院に連れて行かない、学校に行かせない。
車内に放置することも虐待です。



※ SOSをキャッチしたら、まずは相談を
(ほ〜す君：能登警察署の広報キャラクター)

● 子どもの体にアザがある、親の怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえる…

● ひよっとしたら児童虐待ではないかと思ったら…



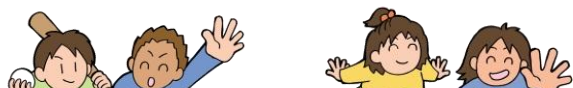
児童相談所、市役所・町役場、民生委員・児童委員、警察まで通報してください。

※『児童虐待の防止等に関する法律』により
児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかにこれを市町村や児童相談所に通告しなければならない。
となっています。

- ・ 通報者の秘密は守られます。
- ・ 違うかもしれないと思っても、通報してください。
(匿名でもできます)
- ・ 実際には虐待がなくても(間違いでも)、罪になりません。
責任問題にもなりません。

《主な通報先(24時間対応)》

金沢市児童相談所(こども総合相談センター) 076-243-8348
県中央児童相談所 076-223-9553
七尾児童相談所 0767-53-0811



**あなたの通報で、
守られる命があるかもしれません。**